

フランセーズ悠とみたけデイサービスセンター運営規程
(通所介護・介護予防通所介護相当)

(事業の目的)

第1条 株式会社景揚が開設するフランセーズ悠とみたけデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護等の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 フランセーズ悠とみたけデイサービスセンター
- 二 所在地 長野県長野市大字富竹 118 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（センター長） 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 従事者

生活相談員 1 名以上

介護職員 6 名以上（うち常勤 1 名以上）

看護職員 1 名以上

機能訓練指導員 1 名以上

通所介護従事者は、指定通所介護等の業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日
ただし、日曜日及び12月31日から1月2日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時
- 三 サービス提供時間帯 午前9時30分から午後3時45分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

- 1 単位目 定員45人

(指定通所介護の提供方法、内容)

第7条 指定通所介護等の内容は、次に掲げるサービスから利用者に必要なサービスを提供する。

- 一 身体介護
- 二 入浴介助
- 三 食事介助
- 四 機能訓練に関すること
- 五 栄養改善に関すること
- 六 口腔ケアに関すること
- 七 各種レクリエーション活動
- 八 送迎に関すること
- 九 相談・助言に関すること

(指定通所介護等の利用料その他の費用)

第8条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、その額に各利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じたものとする。

- 2 食材料費、おむつ代、その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用で利用者に負担させることが適当と認められる費用については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意をする旨の文書に署名(記名捺印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 長野市内(富竹、北堀、南堀、駒沢、豊野、桜新町、尾張部、吉田、三輪、上野、若槻、東和田、西和田、大豆島、高田、鶴賀、及びその周辺地区)とします。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 当施設の利用に当たっては、他の利用者への迷惑行為、職員等関係者に対する違法行為や不当要求、器物の損壊、営利行為等を禁止する他、特に次の点に留意すること。

- (1) 医療機関への送迎及び付き添いは原則として家族が行う。
- (2) 施設内の設備は大切に使用する。損壊の原因によっては賠償を行う。
- (3) 施設敷地内は禁煙とし、飲酒は施設長の許可を必要とする。
- (4) 飲食物の持ち込みは原則として遠慮いただく。
- (5) 危険物の持ち込みは禁止する。
- (6) 持ち込まれた現金・貴重品の盗難、紛失等について施設では責任を負わない。
- (7) 施設敷地内での他者に対する宗教・政治活動等はひかえる。
- (8) 施設敷地内に動物の持ち込みは禁止する。
- (9) その他管理者(支配人)の注意等に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護従事者は、指定通所介護を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 指定通所介護を提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

・防災訓練 年2回 ・避難訓練 年2回

- 2 事業所は、前項に規定した訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する

- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 14 条 従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 6 か月以内
 - 二 継続研修 年 1 回以上
- 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から 2 年間（苦情・事故・身体的拘束に関する記録は 5 年間）保存するものとする。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社景揚とフランセーズ悠とみたけデイサービスセンターの管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、2025 年 2 月 1 日から施行する。

2026 年 5 月 15 日一部改定

別紙

1 第8条第2項に規定する費用

区 分	利用者負担金
おむつ代	・ 実費負担
レクリエーション実施に係る材料費	・ 実費負担
日常生活に要する費用で本人にご負担いただくことが適当である費用	・ 実費負担
食費（おやつ代含む）	・ 755円
特別な食事（出前・外食等）	・ 実費負担
文書料	・ 各種証明書等 1,000円～3,000円

2 キャンセル料金

ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡のなかった場合は、食費（おやつ代含む）相当分をキャンセル料金として頂きます。

3 途中退所の場合の料金

利用時の健康チェックの結果が良くなかったとき、利用中に体調を崩されたとき、迷惑行為を行ったとき等の場合は退所していただきますが、この場合のご利用料金につきましては、利用実態に応じた請求とさせていただきます。